

# せたな町行政改革大綱

(第3次)

(令和5年度～令和9年度)

時代の変化に対応した行政改革の推進

健全な財政運営

共生・協働と連携による町づくり

令和5年4月

## 《目 次》

第1	これまでの行政改革大綱の取り組みについて	1
1	せたな町の現状について	1
(1)	行政状況	1
(2)	財政状況	2
(3)	生活環境等	2
2	せたな町の課題について	3
(1)	人口減少や少子高齢化による社会構造の変化	3
(2)	公共施設等の速やかな統廃合	3
(3)	職員の定員適正化と資質の向上	3
(4)	デジタル社会への対応	4
(5)	財政の健全化	4
第2	第3次せたな町行政改革大綱策定について	4
第3	行政改革の基本事項	5
(1)	第3次せたな町行政改革大綱の位置づけ	5
(2)	計画期間	5
(3)	基本方針	5
	方針1 時代の変化に対応した行政改革の推進	5
	方針2 健全な財政運営	6
	方針3 共生・協働と連携による町づくり	6
第4	行政改革の基本施策	7
(1)	基本施策の位置付け	7
	行政改革の基本方針一覧表	7
(2)	基本施策	8
	方針1 時代の変化に対応した行政改革の推進	8
	基本施策1 事務事業の見直し	8
	基本施策2 権限移譲事務への対応	8
	基本施策3 地方分権への対応	8
	基本施策4 広域行政の推進	8
	基本施策5 組織・機構の見直し	9
	基本施策6 定員管理と給与の適正化	9
	基本施策7 人材育成と職員の意識改革	9
	基本施策8 デジタル化の推進	10
	方針2 健全な財政運営	10
	基本施策9 財政運営の健全化	10

基本施策 1 0	収納率の向上等自主財源の確保	1 0
基本施策 1 1	補助金等の整理合理化	1 1
基本施策 1 2	地方公営企業の経営健全化	1 1
方針 3	共生・協働と連携による町づくり	1 1
基本施策 1 3	窓口等における行政サービスの向上	1 1
基本施策 1 4	情報公開の推進	1 2
基本施策 1 5	町民との情報共有	1 2
基本施策 1 6	共生・協働によるまちづくりの推進	1 2

## 第1　これまでの行政改革大綱の取り組みについて

せたな町は、国の構造改革の大きな柱の一つである「地方分権」を進める中、その受け皿となる市町村の体力向上が必要であるとして、市町村の合併推進を勧告した国の財政優遇措置等の政策を背景に、平成17年9月1日、大成町、瀬棚町、北檜山町の3町が合併して「せたな町」が誕生しました。

その後、国の指針に基づき「せたな町行政改革大綱」を第1次を平成17年度～平成21年度、第2次を平成24年度～平成29年度として策定し、現在まで、第2次策定分の未実施の課題について、組織・機構の見直し、定員適正化計画による職員数の適正化や事務事業の見直しなど継続的に行財政改革に取り組んできた結果、安定的な行財政運営が確保されるなど一定の成果を上げたところです。

次に、第1次、第2次行政改革大綱に基づき行財政改革を実施した、現在のせたな町の現状と課題についてまとめます。

### 1　せたな町の現状について

#### (1) 行政状況

合併時の行政人口11,023人が令和元年度末で7,656人と3,367人が減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の令和12年度における人口推計値では、6,314人とされ、さらに1,342人の減少が見込まれ、それに伴い高齢化率の上昇が懸念される。

行政組織については、各総合支所が支所に改編するなど組織機構のスリム化が図られ、庁内では専門知識・専門職員の配置が可能となり、町民サービスの向上が図られている。

さらに合併時、合併特例区期間（平成17年9月1日～平成22年3月31日）を設けて各区に一定の権限を持たせ行政の急激な変化を緩和したこともあり、町民の生活環境が維持され、現在も地域自治区制度により、各区で旧町からの地域的な社会生活が保たれています。

## (2) 財政状況

合併時に旧町から引き継いだせたな町の一般会計の起債残高は約158億円で、財政の改革・健全化は新町の最重要課題であったが、平成18年7月31日に財政非常事態宣言を行い、町民に理解と協力を求め、徹底した行政改革と歳出等の削減により、平成23年9月30日に宣言を解消するに至っています。

その後も引き続きの行財政改革により、合併時の起債残高約158億円は、令和3年度末には約84億円となり、約74億円を削減している。

また、合併時の基金残高は約19億9千万円で、令和3年度末においては約59億7千万円と約39億8千万円の増額が図られ、起債残高の削減と合わせると約113億円4千万円の財政改善が図られました。

合併後における一般会計の予算規模は、概ね80億円～90億円台で推移しているが、他の類似した自治体の予算規模を参考にすると概ね75億円が目安になるが、他の同規模合併町と比べると現在の予算額とは大差はないが、今後については、75億円を目指し更なる行財政改革が必要と考えます。

## (3) 生活環境等

合併後は、町民から生活環境の改善が求められる中、懸案事項であった大成区の水道事業や瀬棚区における脆弱な水道施設の更新など町民生活の根幹となる良質な飲水の確保に努めました。

下水道事業では、北檜山区、瀬棚区の下水処理場の統合と北部桧山衛生センター組合のし尿処理を共同処理するMICS事業の実施に加え、北檜山下水処理場の長寿命化事業に着手するなど、将来の維持管理費削減を考慮した計画的な事業実施となっている。

町道、河川維持管理（除雪含む）など町民生活に直結する土木行政サービスについても、合併前に比べて向上しています。

福祉及び医療については、大成診療所を新築するなど、施設の更新や設備、機器の更

新など適切に実施されています。

防災関係では、消防署の組織見直しによる消防庁舎等の新築、防災行政無線のデジタル化による充実と防災マップの全戸配付、自主防災組織の結成など現状にあった防災対策が図られています。

## 2 せたな町の課題について

### (1) 人口減少や少子高齢化による社会構造の変化

先に記載したとおり、人口減少や少子高齢化による医療・介護の社会保障関係費の増加、生産年齢人口の減少による社会経済の活力低下や税収の減少、地域の過疎化、空洞化による地域コミュニティーの低下など、町民の生活や地域社会に大きな影響を及ぼすことが想定され、人口減少や社会構造の変化に応じた自治体運営が必要とされます。

### (2) 公共施設等の速やかな統廃合

今後の公共施設における維持管理費の増大を考慮するとき、各区の類似した施設の統廃合は喫緊の課題であります。

### (3) 職員の定員適正化と資質の向上

当町では、定員適正化計画に基づき、退職に伴う新規採用者の抑制や事務事業の見直し、定年退職者の再任用制度の活用により、定員管理の適正化に努めてきました。

また、地方分権の進展による権限移譲の増加、社会情勢の変化による高度化や多様化する町民ニーズに迅速かつ的確に対応し、地域の実情に合ったより質の高い行政サービスを提供していくため、職員個々の更なる資質の向上と能力開発を図り、組織体制を柔軟に見直しながら適正な定員管理を継続する必要があります。

#### (4) デジタル社会への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、デジタル化が社会に欠かせないものであるとの認識が広がっています。

当町におきましても、デジタル技術やデータを活用した町民の利便性向上に努めるため、自治体 DX 推進を図る必要があります。

#### (5) 財政の健全化

財政状況については、これまでの行財政改革により、一定の財政改善はされてきましたが、今後のまちづくりを考えたとき、人口減少に伴う普通交付税の縮減や生産年齢人口の減少に伴う町税の減収などの自主財源の確保が厳しくなる中、現在の社会情勢や町民生活の変化に伴い、高度化・多様化する町民ニーズの対応など将来にわたり健全で持続可能な町政運営を堅持するため、引き続き行財政改革に取り組む必要があります。

## 第2 第3次せたな町行政改革大綱策定について

これまで、第1次から第2次にわたる行政改革大綱に基づいた、行財政改革の取り組みにより、財政の健全化等、一定の成果を達成したところであります。

しかし、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や普通交付税の縮減、公共施設の維持管理費の増大等、今後も厳しい財政状況が続くことが予想され、社会経済情勢の変化等による町民ニーズの多様化・高度化等を含め、町を取り巻く状況は厳しさを増すことが予想されます。

将来にわたり持続可能な町政運営を堅持するため、今後の行財政改革においては、これまでの成果を生かし、人財、各施設、財源等の行政資源の効果的な活用を進め、第3次せたな町行政改革大綱を策定し、更なる行政改革に取り組む必要があります。

### **第3 行政改革の基本事項**

#### **(1) 第3次せたな町行政改革大綱の位置づけ**

第3次せたな町行政改革大綱は、当町の町づくりの根幹である「第2次せたな町総合計画」を上位計画として、今後、効率的かつ効果的な行財政改革を進めるために必要なことを定めるものです。

「第2次せたな町総合計画」では、これまでの総合計画の基本理念である「共生・協働」、「安心」、「せたな力」を継承し、これからも町がひとつになって夢や希望を大きく未来へ繋げていくことをイメージした将来像について『輪になってつなぐ、「せたな」の夢未来』と定めております。このことから、せたな町の未来の基礎を築き、せたな町民が心豊かに笑顔で暮らせるよう、当町が抱える行政課題等に、創意工夫をしながら取り組む必要があります。

#### **(2) 計画期間**

令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）5年間

#### **(3) 基本方針**

行政改革の推進にあたっては、基本的に第1次、第2次行政改革大綱の指針を継続しながら、次の3つを基本方針といたします。

##### **方針1 時代の変化に対応した行政改革の推進**

社会情勢や町民生活の変化に伴い、高度化・多様化する町民ニーズに的確かつ速やかに対応する行政サービスの提供と分かりやすい町政情報の発信など、町民サービスの向上に努めます。

また、行政コストの節減に努め、限られた財源の中で、各種行政サービスについて、効率的で質の高いサービスの提供及びデジタル化の推進など時代の変化に柔軟に対応した行政サービスを目指します。

## **方針2 健全な財政運営**

今後の財政の見通しについては、これまでの行財政改革により、一定の財政改善はされてきましたが、人口減少に伴う普通交付税の縮減や生産年齢人口の減少に伴う町税の減収や公共施設等の維持管理費の増大が予測され、また、社会情勢や町民生活の変化に伴い、高度化、多様化する町民ニーズの対応など、厳しい財政運営が予想されます。

将来にわたり健全で持続可能な町政運営を堅持するためにも、歳入の根幹である自主財源の確保と拡充に努め、引き続き行財政改革に取り組む必要があります。

## **方針3 共生・協働と連携による町づくり**

高度化・多様化する町民ニーズや新たな地域課題に対応するため、行政と町民、各事業者等をはじめとする多様な活動主体が、共生・協働のパートナーとして適切な役割分担の基、地域課題等に取り組む共生・協働と連携による、心豊かに笑顔で暮らせるような町づくりを目指します。

## 第4 行政改革の基本施策

### (1) 基本施策の位置付け

行政改革大綱の3つの基本方針に基づき、行政改革を進めるため、基本事項（推進項目）として、次のとおり「16の施策」を定めます。

行政改革の基本方針一覧表

項		目
時代の変化に対応した行政改革の推進	方針1	基本施策1 事務事業の見直し (継続)
	方針2	基本施策2 権限移譲事務への対応 (継続)
	方針3	基本施策3 地方分権への対応 (継続)
	方針4	基本施策4 広域行政の推進 (継続)
	方針5	基本施策5 組織・機構の見直し (継続)
	方針6	基本施策6 定員管理と給与の適正化 (継続)
	方針7	基本施策7 人材育成と職員の意識改革 (継続)
	方針8	基本施策8 デジタル化の推進 (新規)
健全な財政運営	方針9	基本施策9 財政運営の健全化 (継続)
	方針10	基本施策10 収納率の向上等自主財源の確保 (継続)
	方針11	基本施策11 補助金等の整理合理化 (継続)
	方針12	基本施策12 地方公営企業等の経営健全化 (継続)
共生・協働による町づくり	方針13	基本施策13 窓口等における行政サービスの向上 (継続)
	方針14	基本施策14 情報公開の推進 (継続)
	方針15	基本施策15 町民との情報共有 (継続)
	方針16	基本施策16 共生・協働によるまちづくりの推進 (継続)

## (2) 基本施策

### 方針1 時代の変化に対応した行政改革の推進

#### 基本施策1 事務事業の見直し

事務事業全般について、これまでも継続的に見直しておりますが、行政コストの縮減に努め、限られた財源の中で、各種行政サービスについて、効率的で質の高いサービスの提供をする上でも、事務事業の見直しに取り組んで行きます。

#### 基本施策2 権限移譲事務への対応

町民サービスの向上において、町が事務処理することにより、町民の負担軽減となる事務については積極的に権限移譲を進めます。

#### 基本施策3 地方分権への対応

地方分権の推進により、町が自主的・主体的に決定し処理する分野が益々広がっていくことから、それに対応した行政サービスの取り組みを進めます。

#### 基本施策4 広域行政の推進

地方自治体の財政が厳しい状況において、より広域的な行政の取り組みが必要となることから、効率的・計画的な共同処理事業の実施について検討し、広域的行政の推進を図ります。

また、既存の広域行政組合については、費用負担や組織体制等、総合的に勘案した上で、適正な負担に努め、効率的な運営となるよう努めます。

## 基本施策 5 組織・機構の見直し

組織・機構の見直しについては、効率的・効果的に事務処理ができ、かつ町民サービスの低下を招かぬよう行政としての基本的な体制を維持し、今後も職員数に合わせた時代に即した柔軟かつ合理的な組織体制といたします。

## 基本施策 6 定員管理と給与の適正化

定員管理にあたっては、現状分析と将来にわたる行政需要の動向等を勘案し、目標とする職員数を定めた「定員適正化計画」により、定員管理の適正化に努めます。

給与については、基本的には国の人事院勧告に準じ改正し、今後も国、北海道、他市町村の動向を踏まえ、適正な給与制度の運用を図り、ラスパイレス指数の適正化に努めます。また、人事評価制度を導入し、その結果により任用、給与等に反映することから、その運用については、適正な実施に努めるところです。

## 基本施策 7 人材育成と職員の意識改革

多様な行政需要に的確に対応していくためには、職員一人一人の能力向上と意識改革、積極的な行動が必要です。職員研修については、明確な目標の下、効果的な各種研修や能力開発のための支援施策の推進を図り、自発的・意欲的に対応する人材及び専門知識や政策能力遂行を備えた人財の育成、更なる資質向上に努めます。

また、人事評価制度を導入したことにより、評価作業を通して、評価者・被評価者が、個々の能力アップや業務の効率化等、組織の目標達成に向け、組織力の向上を図ることが大切であります。

## **基本施策8 デジタル化の推進（新規）**

「デジタル・ガバメント実行計画」が令和2年12月25日に閣議決定され、目指すデジタル化のビジョンとして、デジタルの活用により、『一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現出来る社会、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化』』が示されました。このビジョンの実現のためには、町の役割はとても重要であることから、「自治体DX推進計画」を策定し、他の自治体と足並みを揃えて取り組んで行きます。

## **方針2 健全な財政運営**

### **基本施策9 財政運営の健全化**

基本的には現在の行財政改革の取り組みを進めながら、合併時から多くの公共施設を維持管理していますが、今後の維持管理費の増大を考慮し、各区の類似した施設については施設の統廃合を早急に進める必要があります。

また、既存施策の見直しを図り、これまで以上に「選択」と「集中」を徹底するなど、「施策の推進」を図りながら「財政の健全化」に努めます。

### **基本施策10 収納率の向上等自主財源の確保**

当町の財源は、地方交付税に依存する割合が高くなってしまっており町税や各種使用料金等の収納率の低下により、さらに財政を圧迫する状況を作り出します。

そのため、自主的な納税等の啓発や指導、滞納整理を進めるとともに、受益と負担について町民に説明・理解を求めながら各種使用料金の改正、また、ふるさと納税の拡充など自主財源の確保に努めます。

## **基本施策1 1 補助金等の整理合理化**

補助金等については経費負担のあり方、行政効果等を十分に精査し、終期の設定や補助基準などについて年度ごとに計画的な見直しを行い、当初の目的を達成したものについては廃止又は廃止を目的とした削減に努めるとともに、町民ニーズに応じたメニュー化や支援が必要とされるものについては新設するなど、公正かつ効率的な補助金等の整理合理化に引き続き努めます。

## **基本施策1 2 地方公営企業等の経営健全化**

地方公営企業については、将来にわたり本来の目的である公共福祉の増進をしていくために、中長期的な視点に立った経営手法を確立することが必要です。安定運営を図るため、事務事業の見直し、民間への業務委託などを検討するとともに、効率的な運営に努めていきます。

また、公営企業は原則独立採算性をもって行われるべきものであり、経営健全化への取り組みを進め、一般会計からの繰り入れの縮減を図っていきます。

## **方針3 共生・協働と連携による町づくり**

### **基本施策1 3 窓口等における行政サービスの向上**

直接町民と関わる窓口対応については、町民の評価が重要なものとなります。町の窓口業務はより良いサービスを提供するための基本であることを再度認識し、町民の相談等に的確かつ柔軟に判断・対応できる職員の資質向上に努めるとともに、行政サービスのデジタル化に努め、行政手続きの簡素化を図りながら、行政サービスの充実に努めます。

## **基本施策1 4 情報公開の推進**

情報公開は、町民への説明責任を果たすとともに、町政に対する理解と信頼を深めることから、進んで情報を公開する意識を持ち、町の保有する情報の公開に努めます。

## **基本施策1 5 町民との情報共有**

高度化・多様化する町民ニーズや新たな地域課題に対応するために、町と町民皆様とが情報を共有することが大切になります。

町民への情報提供については、現在行っている広報紙での周知やチラシ、防災無線、ホームページなどに加え、自宅等でインターネットなどにより情報提供に努めます。

## **基本施策1 6 共生・協働によるまちづくりの推進**

今後の町民ニーズや新たな地域課題に取り組むため、町民が「まちづくり」、「町政への関心」、「問題意識」を持ち、身近な課題を通じて、より参画しやすい環境の整備を図り、共生・協働によるまちづくりの推進を図ります。